

平成28年2月4日

参議院議員 福島みずほ 議員秘書

中島 様

平素よりお世話になっております。

1月28日にいただいた文書による回答要求（高浜原発3，4号機のケーブル分離について）の件に関して、別紙のとおり回答させていただきます。

よろしく御査収ください。

原子力規制委員会 原子力規制庁

原子力規制部 安全規制管理官（発電炉施設検査担当）付

電話：03-5114-2116

< 1月21日省庁交渉における追加質問（高浜原発3, 4号機のケーブル分離について） >

- 1) 原子力規制庁発足前、当時の原子力規制機関は、高浜原発3号機、4号機の安全上重要なケーブルと一般ケーブルの分離敷設について、目視での現場確認（検査）は、かつて行ったことがあるか（建設中など）。また、目視での現場確認（検査）が不可能な設備の場合は、どのような検査方法（inspection regime）で確認したのか。検査対象箇所は何箇所か。
- 2) 建設中にケーブル分離について検査した結果を示されたい（分離すべきところで分離されていない箇所はあったか、否か、あれば、何箇所（何部）か。

【回答】

- 原子力規制庁発足前、ケーブルの分離については建設当時の電気事業法において工事計画の認可や届出の対象として定められておらず、国による審査の対象ではありませんでした。
- また、使用前検査は工事計画に従って工事が行われたものかどうか等について確認するものであることから、ケーブルの分離については使用前検査のプロセスにおいても確認しておりませんでした。
- なお、ケーブルに係る火災による損傷防止対策については、工事計画の認可、届出対象外の設備であって

も、事業者によって技術基準への適合性が維持されるべきものです。

＜ 1 月 2 1 日省庁交渉における追加質問（高浜原発  
3, 4 号機のケーブル分離について） ＞

3) 完成後に、ケーブル分離にかかる変更申請はあったか。あったとすれば、その分離についての現場での検査はなされたか。また、その結果を示されたい。

**【回答】**

- 新規制基準施行後、火災による損傷防止対策の一環として、ケーブルの系統分離も含めた工事計画認可申請が提出されており、必要な審査及び検査を実施しました。
- また、現場での検査を実施しましたが、問題となるような事象は確認されませんでした。

＜ 1 月 2 1 日省庁交渉における追加質問（高浜原発  
3， 4 号機のケーブル分離について） ＞

4) 今期の使用前検査において、ケーブル分離していなければならぬ場所は何箇所あるか。そのうち、何箇所を、実際の目視検査・確認をしたか明らかにされたい。

【回答】

○工事計画認可申請書では、原子炉施設内の火災対策として、原子炉の高温停止および低温停止を達成・維持するために、約 1 0 0 の火災防護対象機器について、それぞれを隔壁又は離隔距離により系統分離する設計とされています。

○高浜発電所 3， 4 号機では、事業者はケーブル全数の技術基準適合確認を実施しており、使用前検査においては、事業者が自ら定めた確認方法に基づき所要の確認を実施しているかどうかについて、事業者の記録を確認するとともに、下記の機器等に対して抜き取りで現場確認を行いました。

＜高浜 3 号機＞

目視確認対象 : 中央制御盤のケーブル（金属外装ケーブル、テフロン電線及び難燃ケーブル）

＜高浜 4 号機＞

目視確認対象 : A 余熱除去ポンプ室、B 余熱除去ポンプ室及び配線処理室

＜ 1 月 2 1 日省庁交渉における追加質問（高浜原発 3， 4 号機のケーブル分離について） ＞

5) 高浜 3， 4 号機について、安全上重要なケーブルが全てきちんと分離されているかを保証できるのか。

**【回答】**

- 原子炉等規制法では、技術基準への適合義務は原子炉設置者に課せられており、火災防護の技術基準に設備が適合していることを示すことは事業者が第一義的に責任があります。
- その上で、原子力規制庁による高浜 3， 4 号機の使用前検査においては、ケーブルの系統分離に係る火災防護設備について、「実用発電用原子炉施設に係る工事計画認可後の使用前検査の進め方について」（平成 2 7 年 3 月 1 1 日原子力規制委員会資料）の方針（安全機能を有する主要な設備以外の設備の使用前検査）に基づき、確認を行いました。
- 具体的には、4) の回答にも記載のとおり、原子力規制庁は、事業者が自ら定めた確認方法に基づき所要の確認を実施しているかどうかについて、事業者の記録を確認するとともに、現場の整合性を抜きとりで確認を行いました。